



令和1年8月号

みなし再入国許可について

夏休みに帰省をされる外国人の方も多い8月ですが、外国人の一時帰国については、みなし再入国制度が認められ、手続きが簡素化されています。

みなし再入国許可とは、我が国に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「3月」以下の在留期間を決定された方及び「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです。

(中長期在留者の方は、有効な旅券のほか在留カードを所持している必要があります。)

みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間となりますが、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。

ただし、次の場合に該当する方については、みなし再入国許可の対象とならないため、通常の再入国許可を取得する必要があります。

- ① 在留資格取消手続中の者
- ② 出国確認の留保対象者
- ③ 収容令書の発付を受けている者
- ④ 難民認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者
- ⑤ 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

みなし再入国許可により出国しようとする場合は、有効な旅券(中長期在留者の方は旅券及び在留カード)を所持し、出国時に入国審査官に対して、みなし再入国許可による出国を希望する旨の意図を表明する必要があります。具体的には、再入国出国記録(再入国EDカード)に一時的な出国であり、再入国する予定である旨のチェック欄が設けられているので、同欄にチェックしていただき、入国審査官に提示するとともに、みなし再入国許可による出国を希望する旨を伝えてください。

<Q&A>

Q 海外に出国中に在留期限が来てしまう場合、海外にある日本大使館で在留期間の更新申請をすることはできますか。

A 海外の在外公館で在留期間の更新申請をすることはできません。在留期限内に再入国して住居地を管轄する地方入国管理局等で更新申請をしてください。

Q 出国の日から1年を超えて再入国する予定があります。この場合はどうなりますか？

A この場合は、みなし再入国許可による出入国はできませんので、地方入国管理局等で、再入国許可申請を行ってください。再入国許可を受ける場合は、1回限り有効なものと、有効期間内に何度でも使える数次再入国許可があります。数次再入国許可申請を受けていれば、出国のたびに再入国許可を取る必要はありません。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 (キリン社会保険労務士事務所内)
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>